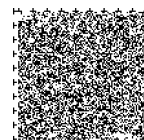


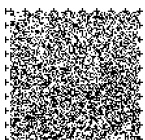
## 第3章 障害者施策の総合的展開



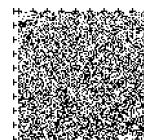
第1節 障害者施策の体系

3つの「基本目標」にそれぞれ「個別目標」を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

基本理念	基本目標	個別目標
<p>◇ 必要時に必要な支援が得られる地域社会の実現</p> <p>◇ バリアフリー社会の実現</p> <p>◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現</p>	<p>1 安心して地域生活 が送れるための 支援</p>	<p>1 個々のニーズに応じた福祉 サービスの提供と充実</p> <p>2 地域生活への移行の推進</p> <p>3 障害者の権利を守り安全 に生活できるための支援</p>
	<p>2 ライフステージに 応じた成長と 自立への支援</p>	<p>1 障害等の早期発見と 成長・発達への支援</p> <p>2 多様な就労支援</p> <p>3 社会活動の支援</p>
	<p>3 地域社会における バリアフリーの 促進</p>	<p>1 こころのバリアフリーの 促進</p> <p>2 福祉のまちづくりの促進</p>



基本施策	個別施策	掲載ページ
1. 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実	35
	(2) 日常生活を支える支援の充実	38
	(3) 保健医療サービスの充実	39
	(4) 経済的自立への支援	39
	(5) 家族への支援	40
2. サービスの質の向上のための支援	(6) 利用者支援と苦情相談の充実	41
	(7) サービスを担う人材の育成	42
	(8) 事業者への支援・指導の充実	42
3. 地域ネットワークの構築	(9) 相談支援体制の構築 <span style="float: right;">【重点的な取り組み】</span>	43
	(10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用	44
1. 地域生活移行への支援	(11) 施設からの地域生活移行の支援	50
	(12) 病院からの地域生活移行の支援 <span style="float: right;">【重点的な取り組み】</span>	50
2. 地域で生活するための基盤整備	(13) 日中活動の充実	52
	(14) 住まいの場の充実	53
	(15) 入所支援施設の設置及び支援	55
1. 障害者の権利を守り安全に生活するための支援	(16) 権利擁護の推進	57
	(17) 虐待の防止	58
	(18) 防災対策の推進	58
	(19) 消費者被害の防止	59
1. 子どもの発達に即した支援の充実	(20) 障害等の早期発見・早期支援	61
	(21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実	62
2. 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	(22) 療育・保育・教育の支援体制の充実	64
	(23) 放課後支援等の日中活動の充実	67
	(24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進 <span style="float: right;">【重点的な取り組み】</span>	67
1. 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	(25) 就労支援の充実 <span style="float: right;">【重点的な取り組み】</span>	73
	(26) 施設における就労支援の充実	76
2. 安心して働き続けられるための支援	(27) 就労の継続及び復職等の支援の強化	77
1. 社会参加の充実	(28) コミュニケーション支援・移動支援の充実	79
	(29) 文化・スポーツ等への参加の促進	80
	(30) 社会参加の促進への支援の充実	80
1. 障害理解の促進	(31) 障害理解への啓発活動の促進	83
	(32) 障害理解教育の推進	84
	(33) 広報活動の充実	84
2. 交流機会の拡大、充実による理解の促進	(34) 互いに交流しあえる機会の充実	85
	(35) 地域で交流する機会の充実	85
3. 情報面のバリアフリーの促進	(36) 多様な手法による情報提供の充実	87
1. 人にやさしいまちづくり	(37) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 <span style="float: right;">【重点的な取り組み】</span>	91
2. 人にやさしい建築物づくり	(38) 建築物や住宅のバリアフリーの普及	94



## 第2節 重点的な取り組み

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、特に積極的な取り組みにより事業を推進していく必要がある次の5つの「個別施策」を、重点的な取り組みとして掲げました。

### 1. 相談支援体制の構築

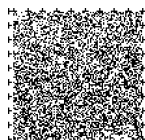
相談支援体制の充実を進め、全ての障害者に対応できる身近な相談窓口を目指すとともに、関係機関や団体、支援に協力する地域の人達との総合的なネットワークを構築します。(個別施策(9))

### 2. 病院からの地域生活移行の支援

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、退院促進のためのモデル事業\*を実施しながら、退院支援の仕組みづくり、必要なサービスの基盤整備等について検討し、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備します。(個別施策(12))

### 3. 障害等のある子どもへの専門相談の推進

障害や発達に心配のある子どもの相談・支援環境を整備します。関係機関との連携を充実させ、継続した相談・支援を実施します。(個別施策(24))

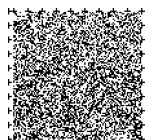


#### 4. 就労支援の充実

区内の企業や関係機関との連携・協力により、障害者の受け入れの拡大と、障害者が働きやすい環境づくりを進めます。また、新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて総合的な就労支援を実施します。(個別施策(25))

#### 5. ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

ユニバーサルデザイン・ガイドラインを策定し、区民や事業者等に対し、ガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。(個別施策(37))



## 基本目標 1 安心して地域生活が送れるための支援

### 個別目標 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

#### 基本施策1 地域で日常生活を継続するための支援

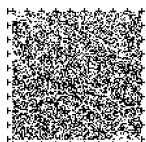
- 個別施策（1） 相談支援の充実
- 個別施策（2） 日常生活を支える支援の充実
- 個別施策（3） 保健医療サービスの充実
- 個別施策（4） 経済的自立への支援
- 個別施策（5） 家族への支援

#### 基本施策2 サービスの質の向上のための支援

- 個別施策（6） 利用者支援と苦情相談の充実
- 個別施策（7） サービスを担う人材の育成
- 個別施策（8） 事業者への支援・指導の充実

#### 基本施策3 地域ネットワークの構築

- 個別施策（9） 相談支援体制の構築【重点的な取り組み】
- 個別施策（10） 地域の社会資源ネットワークの有効活用



## 基本施策1 地域で日常生活を継続するための支援

個別施策（1） 相談支援の充実

個別施策（2） 日常生活を支える支援の充実

個別施策（3） 保健医療サービスの充実

個別施策（4） 経済的自立への支援

個別施策（5） 家族への支援

### 現状と課題

- 区内には、障害者や家族等が福祉サービス等について相談できる窓口が14箇所あります。

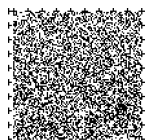
今後は、高次脳機能障害等への対応を含め、より専門的な相談に対応していくことが必要です。

また、心身に障害のある子どもや発達などに心配のある子どもについては、子ども発達センターで保護者からの相談や、子育て相談等を行う他の機関からの紹介を受け、専門相談を行っています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくことが課題です。

- 障害者の日常生活を支えるサービスは、支援費制度の施行により「措置から契約へ」と大きく変化してきました。これに伴い、障害者や保護者が必要なサービスを選択・契約し、事業者が福祉サービスを提供するようになりました。

障害者自立支援法では、障害者自身がサービスの選択をすることになっていますが、必要なサービスを受けたいときや、複数のサービスを受けるときには、サービス提供事業者間のコーディネート等の支援が必要となる場合があります。

今後は、福祉サービスを利用するための支援や、福祉サービスのより一層の充実が求められています。



- 障害者が心身の不調に気づいた時期は、障害種別ごとに異なります。「新宿区障害者生活実態調査」では、知的障害者は0～3歳、精神障害者は19～29歳、身体障害者は50～59歳が最も多くなっています。

身体障害者が、障害や心身の不調に気づいた時期は40歳以上が52.7%と半数以上となっています。疾患等の状況は、「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患・脳血管疾患等）」が31.3%と最も多く、次に「難病・特定疾患」12.8%となっています。

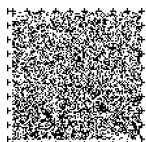
糖尿病のコントロールが悪いと、視力障害や慢性腎不全などの障害が起きるように、生活習慣病は障害の原因となります。そのため、障害の原因となる生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、悪化防止や合併症の予防が重要です。難病等は長期の療養となるため、適切な療養環境や生活の質が確保されるような支援が必要です。

- 重度の障害や常時医療を必要とする場合でも、地域で安心して生活していくために、福祉サービスの利用に加え、訪問看護など医療面からの支援体制の充実もあわせて求められています。

- 障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。

また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。

- 障害者を介護している家族の負担を軽減するために、短期入所や日中一時支援等のサービスがあります。障害者の家族を中心にニーズが多く、利用日数等の拡充が求められています。また、介護する家族の高齢化も大きな課題となっています。





## 施策の方向

### (1) 相談支援の充実

- 区は地域の身近な場所で、サービス利用に関する情報提供を行えるように相談支援を充実します。  
また、必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うための「サービス利用計画」\*の作成を利用者と共に行い、障害者のサービス利用を支援していきます。
- 相談の方法がわからないなど、福祉サービスの情報の入手が困難なために必要なサービスを受けていない方に対して、どのように情報を提供していくか、「新宿区障害者地域自立支援協議会」を中心に、新宿区の特性にあった相談体制や情報提供の方法を検討しながら相談支援を充実していきます。
- 「(仮称) 子ども総合センター」を平成23年度に旧東戸山中学校跡地に開設し、発達などに心配のある子どもと、家族への支援を充実させます。  
(個別施策 (24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進 をご覧ください)

#### 〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

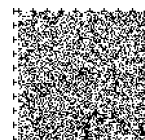
児童デイサービス、サービス利用計画作成費、相談支援、障害者地域自立支援協議会、居住サポート、成年後見制度利用支援

#### 【新宿区第一次実行計画】での対象事業

◇子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充

### トピックス 「新宿区障害者地域自立支援協議会」

「障害者地域自立支援協議会」は、障害者相談支援事業の一環として、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場として、区市町村が設置することとなっています。区では、相談支援事業者、障害者関係団体の代表、保健・医療・教育・就労・権利擁護等の支援関係者、学識経験者等を構成員とし、「社会資源・ネットワーク部会」、「困難事例検討部会」の2つの部会を設置しています。また、相談支援窓口の事業評価を実施しています。

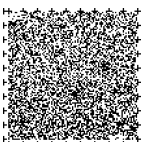


### 〈高次脳機能障害について〉

高次脳機能障害とは、主に脳の損傷によって起きる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害で、その障害は外からでは分かりにくく自覚症状も薄いため隠れた障害と言われています。障害の状況によっては、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象となることもあります。

- 現在、高次脳機能障害の方に対する支援は、東京都が行っている「支援拠点機関への相談支援コーディネーターの配置、高次脳機能障害に関する研修会の開催」などです。
- 平成19年12月25日、国の障害者施策推進本部により重点施策五ヵ年計画が決定され、この中の保健・医療分野で、「高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等」があげられました。さらに、平成24年度までに、全都道府県に高次脳機能障害支援拠点を設置するとされ、東京都では東京都心身障害者福祉センターが担っています。

この支援拠点機関の役割は、医療、福祉、雇用等の機関で形成するネットワークの中心として、高次脳機能障害者が「支援を連続して円滑に受けられる」ための相談窓口の設置等、支援体制を確立することです。新宿区は平成20年度から、「区西部高次脳機能障害者支援ネットワーク(中野区及び杉並区も含む)」の中で関係機関と連携を図っています。



■ 『新宿区障害者相談支援窓口』 マップ

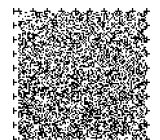
(平成20年12月現在)



■ 『新宿区障害者相談支援窓口』 と事業実施内容

(平成20年12月現在)

障害者相談支援事業の実施内容		1	2	3	4	5	6	7
		福祉サービスの利用援助	社会資源を活用するための支援	社会生活力を高めるための支援	ピアカウンセリング	権利擁護のための支援	専門機関の紹介	サービス利用計画の作成
1	福祉部障害者福祉課 TEL 5 273 - 4 518 FAX 3 209 - 3 441	○	○			○	○	○
2	新宿区立障害者福祉センター TEL 5 292 - 7 890 (FAX兼用)	○	○	○	○	○	○	
3	新宿区立あゆみの家 TEL 3 953 - 1 230 FAX 3 953 - 1 053	○	○	○		○	○	
4	新宿区立子ども発達センター TEL 3 953 - 1 322 FAX 3 953 - 1 053	○	○	○		○	○	
5	健康部保健予防課 TEL 5 273 - 3 862 FAX 5 273 - 3 820	○	○			○	○	○
6	新宿区立牛込保健センター TEL 3 260 - 6 231 FAX 3 260 - 6 223	○	○	○		○	○	○
7	新宿区立四谷保健センター TEL 3 351 - 5 161 FAX 3 351 - 5 166	○	○	○		○	○	○
8	新宿区立西新宿保健センター TEL 3 369 - 7 151 FAX 3 363 - 7 933	○	○	○		○	○	○
9	新宿区立落合保健センター TEL 3 952 - 7 161 FAX 3 952 - 9 943	○	○	○		○	○	○
10	地域活動支援センター「まど」 TEL 3 200 - 9 376 FAX 3 200 - 9 345	○	○	○		○	○	○
11	地域活動支援センター「オフィス クローバー」 TEL 3 365 - 4 177 FAX 3 365 - 4 178	○	○	○		○	○	○
12	地域活動支援センター「ラバンス」 TEL 3 364 - 1 603 FAX 3 364 - 1 610	○	○	○		○	○	○
13	地域活動支援センター「ファロ」 TEL 3 350 - 4 437 FAX 3 350 - 4 438	○	○			○	○	○
14	地域活動支援センター「風」 TEL 3 952 - 6 014 FAX 3 952 - 6 044	○	○	○		○	○	○



### トピックス 「高次脳機能障害支援協働事業」を実施します。

平成21年度に「高次脳機能障害支援協働事業」を、区と特定非営利活動法人との協働により行う予定です。この協働事業の実施状況を見ながら、必要な支援等について検討していきます。

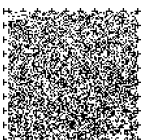
(事業内容 ①相談 ②居場所 ③研修・啓発)

## (2) 日常生活を支える支援の充実

- 区は、居宅介護（ホームヘルプ）等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスについて、障害程度に応じた必要な支援を、必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、障害者の日常生活を支えています。
- 区独自で実施している手当や助成、タクシー券等の障害の種別や程度に応じた福祉サービスについても、必要な支援を行っていきます。

### 〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、障害者地域自立支援協議会、コミュニケーション支援(手話通訳者派遣)、コミュニケーション支援事業(要約筆記者\*派遣)、コミュニケーション支援事業(区役所手話通訳者設置)、日常生活用具(介護訓練支援)、日常生活用具(自立生活支援)、日常生活用具(在宅療養等支援)、日常生活用具(情報・意思疎通支援)、日常生活用具(排泄管理支援)、住宅改修費、移動支援(個別支援)、移動支援(グループ支援)、地域活動支援センター\*、生活サポート事業



### 〈介護保険サービスと障害福祉サービスとの関係〉

障害者自立支援法と他法との関係で、65歳以上(特定疾病については、40歳以上)の障害者には介護保険が優先して適用されますが、介護保険サービスにないサービスや社会参加といった固有の目的をもったサービスについては、障害福祉サービス等の制度の適用を受けます。コミュニケーション支援、移動支援等があります。

## (3) 保健医療サービスの充実

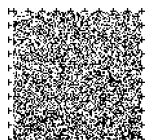
- 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療、重度化防止等のために、正しい知識の普及啓発、健康診査、保健指導、相談体制、検査等を充実します。特に、生活習慣病予防、エイズ対策、精神保健対策等を推進します。
- 在宅で療養する障害者が適切な療養生活が送れ、障害や疾病があっても安心して地域で生活し続けられるために、療養相談、リハビリ教室、訪問相談等を実施し、本人及び家族の生活の質が高まるよう支援します。  
また、難病の方の在宅療養に関するケアマネジメント\*機能を、関係機関と連携して強化します。
- 在宅やグループホームなど地域で生活し、医療を必要とする重度の身体障害者等が、安心して在宅療養できるよう、かかりつけ医と専門医のあり方や訪問看護ステーションの連携など、在宅医療の体制について検討していきます。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

療養介護、障害者地域自立支援協議会、日常生活用具(在宅療養等支援)

## (4) 経済的自立への支援

- 各種年金・手当や医療費の助成等について、対象となる障害者が確実に受給できるように制度等の適正な運用を図るとともに、今後における年金制度等の充実とあいまって、障害者の経済的な自立への支援を行います。
- 就労等を希望する障害者への就労支援事業等による支援を充実させます。



## (5) 家族への支援

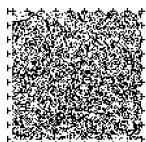
- 障害者を介護する家族などの負担を軽減するため、休養(レスパイト\*)や家族の出張等急な用事にも対応できるように、短期入所(ショートステイ)等のサービスの利便性の向上を図ります。

また、家族の高齢化等により、自宅での介護が難しくなった場合でも、障害者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう支援していきます。

- 身近な地域で障害者をはじめ住民やボランティアが世代を超えて集う「ふれあい・いきいきサロン」等、障害者やその家族の地域交流の場づくりの活動を支援します。

### 〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

居宅介護、児童デイサービス、短期入所、相談支援、障害者地域自立支援協議会、日中一時支援(日中ショート)、日中一時支援(障害児等タイムケア)



## 基本施策2 サービスの質の向上のための支援

個別施策（6） 利用者支援と苦情相談の充実

個別施策（7） サービスを担う人材の育成

個別施策（8） 事業者への支援・指導の充実

## 現状と課題

- 障害者相談窓口で、福祉や医療に関する情報提供や、障害者の暮らし全般に関わる相談を行っています。
- サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。
- 障害者福祉に関わるヘルパー等の支援者の育成・資質の向上を進めています。様々な障害に関する正しい知識のより一層の普及が必要です。

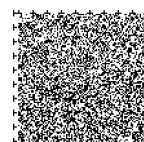
## 施策の方向

### (6) 利用者支援と苦情相談の充実

- 利用者やその家族などから、サービス提供事業者による福祉サービスの提供に関する苦情を受けるとともに、苦情相談窓口についての周知を図ります。
- 「新宿区障害者地域自立支援協議会」による相談支援窓口連絡会を活用し、苦情への対応や解決に向けた取り組みについて関係機関と共有することで、福祉サービスの質の向上につなげます。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

相談支援、障害者地域自立支援協議会



## (7) サービスを担う人材の育成

- 障害者の立場に立った必要な福祉サービスの提供が行えるよう、施設職員や居宅介護事業者のヘルパー等を対象としてサービス提供技術の向上のための研修を行います。  
また、相談窓口職員を対象として、福祉サービスを適切にコーディネートするための研修を充実します。
- 施設職員や居宅介護事業者のヘルパー等の福祉サービスの提供者が、より良い支援を行うことができるように、「新宿区障害者地域自立支援協議会」で多様なサービスを必要とする障害者の対応について検討を行い、バックアップします。
- 地域での身近な支援者の育成を図るため、広く区民向けの障害理解に関する講演会等を実施します。

### 〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

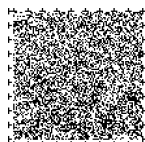
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、相談支援、障害者地域自立支援協議会、コミュニケーション支援(手話通訳者派遣)、コミュニケーション支援事業(要約筆記者派遣)、コミュニケーション支援事業(区役所手話通訳者設置)、移動支援(個別支援)、移動支援(グループ支援)

## (8) 事業者への支援・指導の充実

- 福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者保護とサービスの質の向上を図ります。
- 「新宿区障害者地域自立支援協議会」により、障害者相談窓口の定期的な評価を実施し、相談スキルの向上と利用しやすい窓口を目指します。

### 〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、相談支援、障害者地域自立支援協議会





## 基本施策3 地域ネットワークの構築

個別施策（9） 相談支援体制の構築 【重点的な取り組み】

個別施策（10） 地域の社会資源ネットワークの有効活用

### 現状と課題

- 区内には、障害者や家族等が福祉サービス等について相談できる窓口が14箇所あります。  
今後は、身体障害、知的障害、精神障害の三障害の福祉サービス全てに対応できることや、身近な地域での相談体制の充実が課題です。
- 地域に点在する社会資源（人的資源を含む）について、特別支援教育、就労支援、生活支援などそれぞれの目的別のネットワークの構築を図っています。  
今後は、障害者の生活全体を捉えて、療育、教育、就労、余暇等必要に応じて、様々な側面から支えていくために連携を図ることのできる総合的なネットワークの構築が課題です。

### 施策の方向

#### (9) 相談支援体制の構築 【重点的な取り組み】

- 精神障害者の福祉施策について、三障害一元化に対応するため障害者福祉課で行います。障害が重複している方等への福祉サービスの提供及び相談窓口体制を充実します。
- 障害種別や状況に対応した相談支援を進めるため、障害者福祉課に社会福祉士\*や精神保健福祉士\*等の有資格者を「障害者自立支援ワーカー」として配置し、「相談支援機能強化事業」を実施します。  
障害者とその家族への専門相談、福祉サービス利用のコーディネート、障害者自立支援ネットワークの運営、相談支援事業者へのバックアップなどにより、障害種別を越えた円滑な相談ができる体制とし、障害者の相談に対応する窓口全体の質の向上を図ります。



- 「新宿区障害者地域自立支援協議会」での検討を踏まえて、身近な区内の障害者相談支援窓口の体制の充実を進め、全ての障害者の相談に対応できる相談窓口を目指します。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

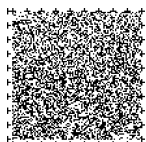
相談支援、障害者地域自立支援協議会

## (10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用

- これまで、障害の種別ごとや障害者のライフステージ\*ごとに行われていた支援を、総合的に連続性のあるものとしていくため、区内の社会資源を有機的につなぎ、障害者の地域生活を支える地域ネットワークをつくり積極的に活用します。
- 多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、団体、地域の人等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。  
さらに、障害者の地域生活を支える分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

相談支援、障害者地域自立支援協議会



## トピックス 「障害者自立支援ネットワーク事業」を始めます。

平成21年度から「障害者自立支援ネットワーク事業」を始めます。従来の相談支援体制を再構築し、様々な支援者間のネットワークを構築することにより、障害者相談支援からサービス提供まで連携しつつ実施できる総合的な支援体制作りを行います。

また、障害者地域自立支援協議会で実施する事例検討会への医師や学識経験者等のスーパーバイザーの派遣や、ヘルパー向け研修会、事業所懇談会等を実施することで、指定相談支援事業所、障害福祉サービス事業者をバックアップし、区内の障害福祉サービスの質の向上につなげていきます。

《障害者自立支援ネットワーク（イメージ図）》

